

お知らせ

記者発表資料

令和4年6月30日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、元支店長及び支店長が公契約関係競売等妨害の罪で起訴された下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

- ①株式会社銭高組 大阪府大阪市西区西本町2-2-4
②アイサワ工業株式会社 岡山県岡山市北区表町1-5-1

2. 指名停止措置期間

令和4年6月30日 ～ 令和4年7月29日 (1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

①当該業者の元支店長及び②当該業者の支店長は、防衛省近畿中部防衛局が発注した工事をめぐり、令和4年5月31日、公契約関係競売等妨害の罪で名古屋地検に起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）及びこれを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第8号>

| 措置要件 | 期間 |
|---|---------------|
| (公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 | 逮捕又は公訴を知った日から |
| イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 | 2ヵ月以上12ヵ月以内 |
| ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員 | 1ヵ月以上12ヵ月以内 |

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号)：平日・昼間

082-511-6063 (直通)：平日・昼間

総務部 契約課長

原 田 明 典 (内線2511)

◎総務部 専門調査官

長 崎 直 生 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号)：平日・昼間

総務部 契約管理官

新 林 健 二 (内線130)

◎総務部 経理調達課 専門官

堀 田 裕 (内線132)